

掛川市告示第21号

掛川市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱（平成17年掛川市告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月24日

掛川市長 松井三郎

第2条第1号に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の3、第29条、第33条又は第33条の4の規定により精神科病院又は指定病院に入院している者

第5条第2項及び第8条中「又は療育手帳」を「、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」に改める。

様式第1号中

住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	満 歳	男 ・ 女
身体障害者手帳番号	第 号	等級	級
療育手帳番号	第 号	程度	
自動車税・軽自動車税の本人減免の有無			有 ・ 無

を

住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)	性別	男 ・ 女
身 体 障 害 者 手 帳 番 号	第 号	等級	級
療 育 手 帳 番 号	第 号	程度	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 番 号		等級	級
自 動 車 税 ・ 軽 自 動 車 税 の 本 人 減 免 の 有 無			有 ・ 無

に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。